

町民が主役に

2012

5



■『オーケストラと歌おう in Ami コンサート』開催
オーケストラの演奏に合わせて市民合唱団が歌う『オーケストラと歌おう in Ami コンサート』が、3月25日(日)に県立医療大学ホールで開催されました。

音楽で元気なまちづくりを推進する町の事業の一環として行われ、昨年に続いて今回が2回目となり、総勢132人が団員として参加しました。

団員は、プロの音楽家の指導のもと1月末から練習を行い、短期間で完成度を高めてきました。本番では東日本大震災からの復興を願う意味も込めて、「見上げてごらん夜の星を」など計4曲のレパートリーを披露し、大合唱の歌声が館内に響き渡りました。

人と自然がつくる楽しいまちーあみ

●主な項目●

広報あみ

- 平成24年度の施策と予算 … 2
- 公表します町職員の給与・定員管理等 … 8
- 軽自動車税の手続き … 14
- 『乳がん・子宮がん検診』『骨粗しょう症検診』 … 16
- 医療機関検診 … 18
- 国保/こんなときには申請を…国保の給付 … 24

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/> E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

●平成 24 年度の施策と予算●

『阿見町第 5 次総合計画』による

『人と自然がつくる楽しいまち—あみ』の創造

3月の町議会で可決された平成24年度の町の予算は、特別会計・公営企業会計を含む総額では260億4,653万1千円、前年度比3.7%の増。一般会計予算では139億1,700万円、前年度比2.8%の増となりました。

今月号では、町議会での天田富司男町長の施政方針演説内容(要約)を紹介し、今年度の主な施策と予算をお伝えします。

施政方針

●町政運営に当たっての基本的な考え方

私が阿見町長に就任して以来、早いもので二年が経過しようとしております。

私はこの間、まちづくりの基盤は「町民の良識が町政の常識である」との理念に立ち、広聴会などを通し、より多くの町民の皆さまのご意見を伺いながら、「笑顔のあふれるまちづくり」の実現のため、全力で取り組んでまいりました。

お陰をもちまして、町政は着々と進展しております。

本町の財政状況につきましては、歳入面では、企業業績回復の兆しが見えてはいたものの、一方で円高の進行による企業収益の減少などにより、法人町民税は横ばいの状況にあります。また、個人所得の回復の遅れによる個人町民税の減収が見込まれ、一般財源の安定した確保が難しい状況となっております。

歳出面では、扶助費や他会計への繰出金が高負担となっており、重要施策の推進にあたっては、財源の一部を基金に頼らざるを得ない状況となっております。

また、震災における復旧・復興事業や放射能対策、それに関連する事業に要する費用なども財

政圧迫の要因となっております。

このような状況におきましても、震災以降、町民ニーズが高まっている安心・安全な生活環境の整備を優先的に進めるとともに、町民生活に必要な不可欠な行政サービスにも手を抜くことなく、取り組んでいきたいと考えております。

そのためには、引き続き、行財政改革を進め、限られた財源の有効活用に努めながら、優先度の高い事業から着実に実施してまいりたいと考えております。

主な施策の概要

①みんなの声が活きるまちづくり

町民と行政が相互の理解と信頼のもと、目的意識を共有し、連携・協力することにより、地域の公共的な課題解決を行う「協働のまちづくり」を目指し、地域コミュニティ活動や町民活動について積極的に推進してまいります。

新たな取り組みとして、町民やNPO法人、ボランティア団体の代表者で構成する協議会を設置し、協働の基本ルールとなる「指針」を作成し、協働の範囲を広げてまいります。

また、「住民が主人公の町政」を実現するため、町民の皆さまから、直接、町政に対するご意見や提言などをいただく広聴会を引き続き実施し、町民の皆さまが町の施策や運営に関わるシステムを作ってください。

②環境を守り育むまちづくり

地球温暖化による異常気象や生態系への影響が深刻化する中、「阿見町環境基本条例」および「環境基本計画」に基づき、町民と行政が一体となって、環境にやさしいまちづくりを推進してまいります。

特に、環境負荷の低減や経費負担の縮減を図るため、公共施設や防犯灯照明のLED化を推進するとともに、地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減対策として、一般住宅への太陽光発電システムの設置に対する助成を行うことにより、地球環境にやさしい再生可能エネルギーの導入促進を図ってまいります。

また、廃棄物の不法投棄の監視・取り締まりなど、環境美化への取り組みを強化するとともに、違反者に対しては断固たる姿勢を持つて対処してまいります。

さらに、恵まれた自然環境を次世代に継承できるよう、平地林や霞ヶ浦・神田池などの湖沼・河川について、積極的に保全・再生を行ってまいります。

③安全で安心に暮らせるまちづくり

上水道事業につきましては、普及率の向上を図るため「水道施設整備基本計画」を前倒しし、整備をより加速させ、給水区域の拡大を図るとともに、加入分担金の軽減措置を実施するなど、普及促進に努めてまいります。

下水道事業につきましては、全体計画に基づき未整備地区への管渠整備の推進と接続率の向上を図ってまいります。

地域防災につきましては、災害に強いまちづくりを目指し、今回の東日本大震災を教訓として「阿見町地域防災計画」の見直しを進めるとともに、防災拠点としての役割を十分発揮できるように、役場庁舎に自家発電装置を整備するなど、総合的な防災体制の強化を図ってまいります。

消防・救急につきましては、老朽化した消防庁舎および付帯設備、さらには、消防緊急指令システムの部分更新を実施するとともに、非常備消防における消防団車両の更新を行うなど、消防機能の充実・強化を図ってまいります。

④健康やかで明るくやさしいまちづくり

健康と福祉のまちづくりを推進するため「あみ健康づくりプラン21」に基づき、町民の主体的な健康づくりを積極的に推進するとともに、医療機関との連携を図りながら、地域医療の充実にも努めてまいります。

また、高齢化社会に対応するため「阿見町長寿福祉計画・第5期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活を送ることができるよう、生活支援サービスなどの充実を図ってまいります。

少子化対策、次世代を担う子どもたちのための施策としては、現在、教育委員会で実施している放課後子ども教室と、児童福祉課で実施している放課後児童クラブを一元化することにより、放課後対策の効率的な事業運営を図ってまいります。

また、保育所への入所待機児童の解消を図るため、平成25年4月の開所に向け、荒川本郷地区に民間の認可保育所を整備するとともに、多様化する保育ニーズに対応するため、新たに家庭的保育事業の実施に向け準備を進めてまいります。

医療福祉につきましては、小学校6年生までの医療費負担の無料化を引き続き実施してまいります。

⑤いきいき学びのまちづくり

教育の振興につきましては、教育基本法に基づき「阿見町教育振興基本計画および生涯学習

推進計画」を策定し、教育に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいります。

また、児童生徒の安全な教育環境を確保するため、年次計画により進めている学校施設の耐震化について、耐震診断調査および実施設計を前倒しするとともに、必要な施設について耐震化を加速させてまいります。

生涯学習につきましては、学習活動の活性化を図るため、町民ニーズに合った内容と学習の場を提供するとともに、ふれあい地区館活動など、町民自らが主体的に活動できるよう支援してまいります。

予科練平和記念館につきましては、町民はもとより多くの人に、戦史の記録を伝承し、次の世代へ継承できるよう、常設展示のほか、収蔵品や館外の資料などを使用した特別展を実施するとともに、あらゆる広報媒体を活用した周知活動を行うことにより、来館者の増を図ってまいります。

⑥暮らしを支える活力あるまちづくり

農業の振興につきましては、農業振興の中核となる担い手を確保・育成するため、認定農業者に対する支援・相談活動を行うとともに、新たな農業後継者への支援策について国の動向を見極めながら、育成支

援を拡充し、安定した農業経営と生活基盤づくりを支援してまいります。

また、耕作放棄地の再生・利用の取り組みに対する支援を行うとともに、農地や農業用排水などの保全活動に対する支援を行うってまいります。

さらに、農産品のブランド化や環境に配慮した持続性の高い農業生産方式の浸透を図るとともに、地産地消を推進してまいります。

工業の振興につきましては、企業立地奨励金や雇用促進奨励金などの優遇措置や、本町の利便性等について積極的にPRし、茨城県と連携して阿見東部工業団地への企業誘致を推進し、併せて2月14日に起工した雪印メグミルクの操業を支援してまいります。

観光の振興につきましては、あみプレミアム・アウトレットや予科練平和記念館など、広域的な集客施設を有効活用するとともに、町の重要な観光資源である霞ヶ浦をはじめ、竹林・桜などを最大限に活用した周遊型観光プランの実現に努めてまいります。

さらに、地域振興および観光振興の拠点となり得る「道の駅整備構想」については、新たに「(仮称)道の駅整備推進会議」を組織し、基本構想の策定に取り組んでまいります。

⑦快適で便利な美しいまちづくり

活力ある地域づくりと安全で安心な生活ができるよう、都市基盤整備を図り、快適で美しい都市環境づくりに努めてまいります。

都市基盤の軸となる幹線道路につきましては、都市計画道路荒川沖・寺子線の延伸整備を行うとともに、中央市街地と西部市街地を連結する幹線道路ネットワークを確立するため、都市計画道路中郷・寺子線の整備を引き続き進めてまいります。

交通体系につきましては、平成23年2月より開始したデマンドタクシーの実証運行を継続するとともに、実証運行の評価・検証で明らかになった町民ニーズなどに対応するため、運行車両の増車やJR荒川沖駅付近への乗り入れなどに取り組んでまいります。

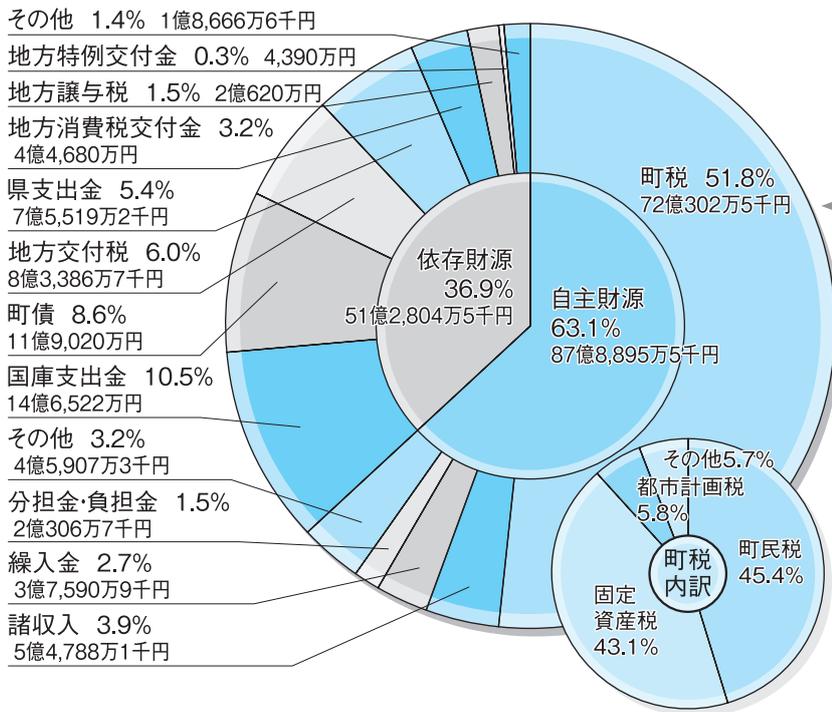
**⑧効率・効果・透明性を大切に
するまちづくり**

本町を取り巻く社会情勢や町民ニーズに迅速かつ的確に対応することができるよう、行政組織機構の見直しを行い、住民サービスのさらなる向上を図ってまいります。

さらに、公有地の植栽一括管理を実施するなど、徹底した経費の削減を行い、財政の健全化を図ってまいります。

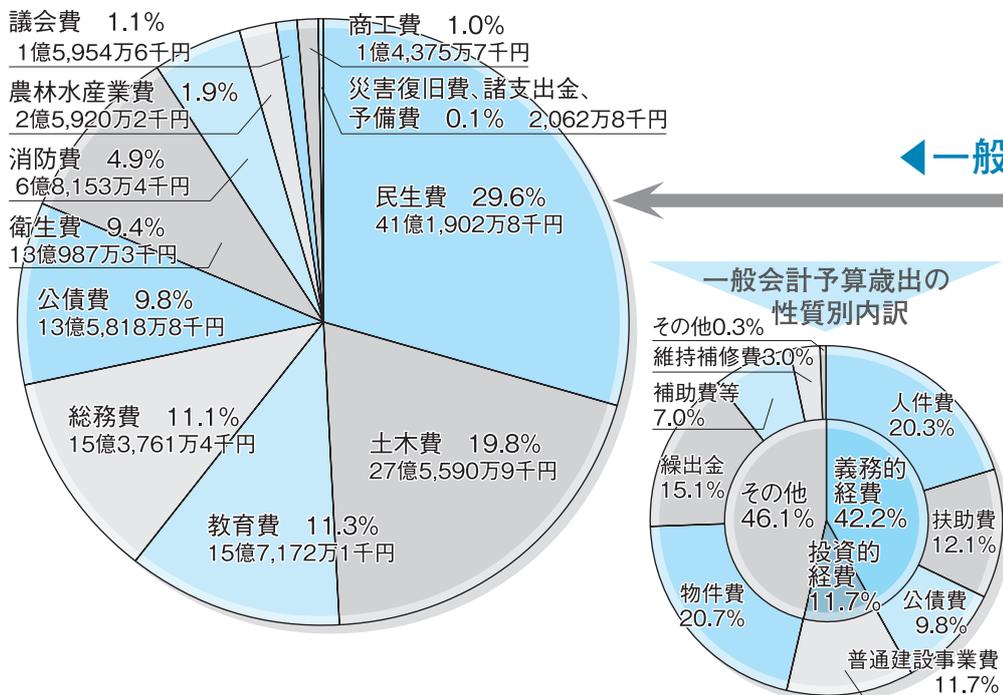
予 算

←一般会計予算歳入



歳入のうち町税については、東日本大震災の影響が残るなか、景気に持ち直しの動きが見られるものの、本格的な回復には至っておらず、個人町民税の所得割が0.2%の微増。法人町民税についても、欧州信用不安やタイ洪水の影響などにより景気回復に遅れが見られます。平成23年度予算と比較すると法人町民税の法人税割が36.4%の増となっておりますが、当初予算において想定した以上の落ち込みが見られなかったことによるものです。固定資産税では、土地評価額下落に伴う課税標準額の引き下げなどにより土地が0.1%の微増、家屋が評価替えに伴う在来分の減価などにより5.0%の減となるなど、町税全体では1.4%の増となっております。地方交付税では、普通交付税が24.3%の減となり、交付税全体でも19.9%の減。町債では臨時財政対策債の減がある一方、社会資本整備総合交付金事業債の増により8.6%の増となっております。

←一般会計予算歳出



一般会計の歳出について、性質別で前年度と比較すると、人件費では委員等報酬や退職手当組合負担金等の増などにより0.7%の増、物件費では放射能対策事業の増などにより0.4%の増、普通建設事業費では都市計画道路中郷・寺子線整備事業の増などにより38.6%の増。補助費等ではあゆみ保育園運営負担金の増などにより2.3%の増、扶助費では障害者介護給付事業等が増となったもの子ども手当等支給事業の減などにより3.5%の減、公債費では元金償還費の減などにより0.2%の減となっております。

なお、歳出全般については、行財政改革の推進による徹底した経常経費の節減合理化に努める一方で、町民生活の充実・向上に必要な事業を重点的に予算に盛り込みました。

一般会計
前年度比

2.8%増の積極的予算

平成24年度
予算総額

260億4,653万1千円

前年度比較 10億3,892万円(3.7%)増

▼内訳

一般会計	139億1,700万円	前年度比較	3億8,088万9千円(2.8%)増
特別会計	104億9,500万円	前年度比較	6億6,000万円(6.7%)増
公営企業会計	16億3,453万1千円	前年度比較	196万9千円(0.1%)減

基金の現在高

基金等の名称	23年度末見込	24年度末見込
財政調整基金	26億5,880万	22億8,514万
減債基金	3億7,310万	3億7,310万
その他の基金	22億2,742万	22億2,580万
国民健康保険支払準備基金	1億8,000万	1億8,000万
公共下水道整備基金	10万	10万
介護給付費準備基金	2,468万	1,799万
農業集落排水事業債減債基金	7,648万	6,050万
介護従事者処遇改善臨時特例基金	40万	40万
土地開発基金(現金)	360万	360万
合計	55億4,458万	51億4,663万

町債の現在高

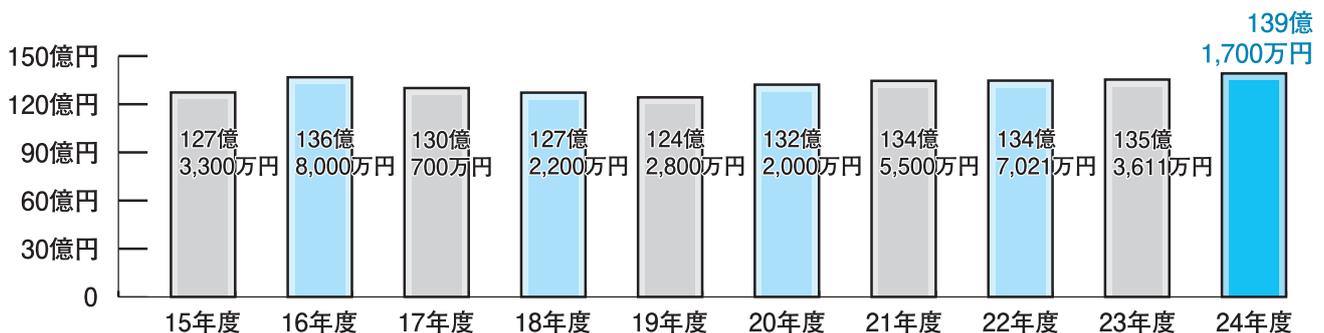
23年度末見込	一般会計	118億8,997万円
	特別会計	103億54万円
	水道事業会計	8億5,805万円
	合計	230億4,856万円
24年度末見込	一般会計	127億3,141万円
	特別会計	89億6,183万円
	水道事業会計	10億925万円
	合計	227億249万円

※掲載金額は、平成24年3月31日時点での見込みです

特別会計の内訳

国民健康保険特別会計	51億1,100万円	農業集落排水事業特別会計	1億7,000万円	公営企業会計
公共下水道事業特別会計	20億4,500万円	介護保険特別会計	22億9,500万円	
土地区画整理事業特別会計	2億700万円	後期高齢者医療特別会計	6億6,700万円	
				水道事業会計
				16億3,453万1千円

▼一般会計予算の推移



主な事業

※単位:千円

▼一般会計

【総務課】

町界町名地番整理事業 5,491

【企画財政課】

総合計画策定事業 7,112

公共交通推進事業 16,850

【秘書課】

国際交流推進事業 3,183

【管財課】

ITコーディネーター委託料 1,869

町有建物営繕事業 76,110

植栽管理事業 7,466

【交通防災課】

LED防犯灯新設補助金 6,000

【町民課】

総合窓口事業 6,178

【町民活動推進課】

町民協働推進事業 377

女性行政推進事業 669

【社会福祉課】

元気わくわく支援事業 5,325

緊急通報システム整備事業 4,588

【児童福祉課】

家庭的保育事業 2,609

【児童館】

放課後児童健全育成事業・放課後子ども教室事業 76,291

放課後児童施設整備事業 80,940

【保育所】

地域子育て支援センター事業 6,536

【障害福祉課】

障害者介護給付事業 320,854

【国保年金課】

医療給付事業 317,271

【健康づくり課】

予防接種事業 85,271

健康診査事業 52,768

【農業振興課】

農業振興推進事業 12,411

農地・水保全管理支払交付金 8,135

【環境政策課】

環境基本計画推進事業 1,077

住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業 4,500

【放射能対策室】

放射能対策事業 130,114

【廃棄物対策課】

廃棄物対策強化事業 12,513

【商工観光課】

プレミアム付商品券補助事業 5,000

活力ある元気な商店支援事業 1,600

アンテナショップ運営事業 5,274

あみ観光協会運営事業 7,449

【都市計画課】

景観整備事業 4,107

阿見吉原土地区画整理事業 74,642

【道路公園整備課】

道路新設改良事業 236,858

荒川沖・寺子線等整備事業 220,649

中郷・寺子線等整備事業 466,851

福田工業団地線整備事業 88,801

街区公園整備事業 27,934

吉原地区公園整備事業 156,430

【都市施設管理課】

道路橋梁維持補修事業 182,332

河川維持管理費 12,554

【学校教育課】

教育振興基本計画策定事業 3,807

学校施設耐震化整備事業 54,998

給食センター整備事業 25,245

【給食センター】

米飯給食推進事業 1,110

【生涯学習課】

ふれあい地区館活動事業 17,817

埋蔵文化財調査・保護・保存・活用事業 230

下村千秋文集製本事業 945

トップアスリートスポーツ教室事業 1,526

【中央公民館】

音楽で元気にするまちづくり事業 390

【図書館】

ブックスタート事業 317

DVD館外貸出事業 1,230

【予科練平和記念館】

特別展委託料 4,992

【農業委員会事務局】

遊休農地解消対策事業 784

【会計課】

公金収納情報データ化サービス手数料 3,822

【消防本部】

消防機械力整備事業 14,335

▼国民健康保険特別会計

【国保年金課】

特定健康診査等事業 26,020

▼公共下水道事業特別会計

【下水道課】

公共下水道整備事業 795,602

▼土地区画整理事業特別会計

【都市計画課】

本郷第一土地区画整理事業 64,033

▼農業集落排水事業特別会計

【下水道課】

実穀上長地区農業集落排水事業 18,718

▼介護保険特別会計

【社会福祉課】

家族介護継続支援事業 6,289

▼水道事業公営企業会計

【水道課】

第三次拡張事業 356,984

老朽管布設替工事 26,000

中学校卒業前までのお子さんを持つ人へ

子ども手当が 児童手当に変わります



児童福祉課 ☎888-1111 (167・168)

■支給を受けるための手続き

平成 24 年 3 月分まで、阿見町において子ども手当を受給されていた人は、児童手当への変更に伴う手続きは必要ありません。

ただし、昨年 11 月上旬に町から送付した『子ども手当認定請求書』をまだ提出していない人は、早急に児童福祉課までご提出ください。また、出生や転入などにより新たな受給資格が発生した場合は、事由の発生した翌日から数えて 15 日以内に手続きをしてください。遅れた場合は、さかのぼって支給できませんのでご注意ください。

なお、公務員の人は勤務先での手続きとなりますので、勤務先へご確認ください。

■支給月

- ▼平成 24 年 6 月(平成 24 年 4 月分～5 月分) ※2 月分～3 月分の子ども手当と合わせて支給
- ▼平成 24 年 10 月(平成 24 年 6 月分～9 月分)
- ▼平成 25 年 2 月(平成 24 年 10 月分～平成 25 年 1 月分)

■支給額(月額)

<平成 24 年 4 月分～5 月分>

0 歳～3 歳未満		15,000 円(一律)
3 歳～ 小学校 6 年生	第 1・2 子	10,000 円
	第 3 子以降	15,000 円
中学生		10,000 円(一律)

※ 3 月までの子ども手当と変更ありません

<平成 24 年 6 月分以降>

▼所得制限未満の人		
0 歳～3 歳未満		15,000 円(一律)
3 歳～ 小学校 6 年生	第 1・2 子	10,000 円
	第 3 子以降	15,000 円
中学生		10,000 円(一律)
▼所得制限以上の人		
0 歳～中学生		5,000 円

■所得制限

6 月に町から現況届(児童の養育状況・加入年金などの確認をするための書類)を送付する際に、受給者の平成 24 年度(平成 23 年中)の所得も確認します。

右表の制限限度額を超えた場合は、月額 5,000 円の支給になります。

扶養親族数	所得額
0 人	6,220,000 円
1 人	6,600,000 円
2 人	6,980,000 円
3 人	7,360,000 円
4 人	7,740,000 円

守るのは 気づいたあなたの その勇気

虐待の発生予防、早期発見・対応にご協力をお願いします。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときは、児童相談所や市町村の窓口に連絡してください。連絡をいただいた人の秘密は守られます(匿名でも構いません)。

- 問合せ ▼児童相談所 全国共通ダイヤル ☎0570-064-000 (24 時間受付)
- ▼役場児童福祉課 ☎888-1111 (167・168)

公表します

町職員の給与・定員管理等

問い合わせ 総務課職員係 ☎ 888-1111 (211)

1. 総括

① 人件費の状況 (平成 22 年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	平成 21 年度の 人件費率
46,705 人 (平成 23 年 3 月 31 日)	14,094,169 千円	959,442 千円	2,814,472 千円	20.0%	20.0%

(注) 人件費には特別職に支給される給料・報酬などを含みます

② 職員給与費の状況 (平成 22 年度普通会計決算)

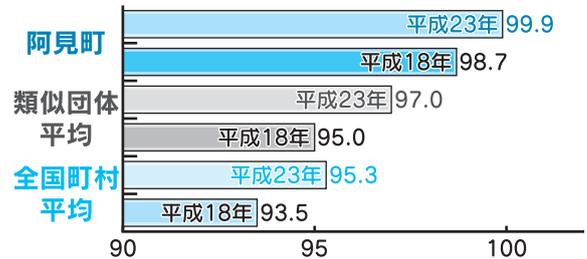
職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
319 人	1,215,129 千円	158,289 千円	433,292 千円	1,806,710 千円	5,664 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません
2 職員数は、平成 22 年 4 月 1 日現在の人数です

類似団体 V-2 一人当たり給与費	(平成 22 年度) 5,832 千円
----------------------	------------------------

③ ラスパイレス指数の状況 (各年 4 月 1 日現在)

区 分	指 数	
	平成 18 年度	平成 23 年度
町	98.7	99.9
類似団体平均	95.0	97.0
全国町村平均	93.5	95.3



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です
2 類似団体平均とは、人口規模・産業構造が類似している団体のラスパレス指数を単純平均したものです

2. 一般行政職給料表の状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1 号給の給料月額	135,600 円	185,800 円	222,900 円	261,900 円	289,200 円	320,600 円	366,200 円
最高号給の給料月額	243,700 円	309,200 円	356,400 円	390,100 円	402,500 円	424,600 円	458,400 円

3. 職員の平均給与月額、初任給等の状況 (各項目とも平成 23 年 4 月 1 日現在)

① 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

▼ 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
町	41.7 歳	326,000 円	385,243 円	347,418 円
県	43.1 歳	341,906 円	421,802 円	374,580 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	42.9 歳	324,842 円	392,010 円	357,132 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です

3. 職員の平均給与月額、初任給等の状況（各項目とも平成23年4月1日現在）《続き》

▼技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)
町	53.2歳	300,700円	307,753円	303,437円
うち調理員	55.3歳	317,900円	320,922円	317,900円
うち用務員	52.7歳	290,300円	298,211円	293,078円

対応する民間の類似職	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B	年収ベース公務員(C)	年収ベース民間(D)	C/D
調理士	45.1歳	248,500円	1.29	5,148,964円	3,384,900円	1.52
用務員	53.8歳	209,700円	1.42	4,785,232円	2,943,200円	1.63

- (注) 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・通勤手当・住居手当・時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、『地方公務員給与実態調査』において公表されているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです
- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されるデータを使用しています(平成20～22年の3か年平均)
 - 4 技能労務職の民間との比較において、年齢・業務内容・雇用形態などの点において完全に一致しているものではありません
 - 5 年収ベースの「公務員(C)」および「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です

② 職員の初任給の状況

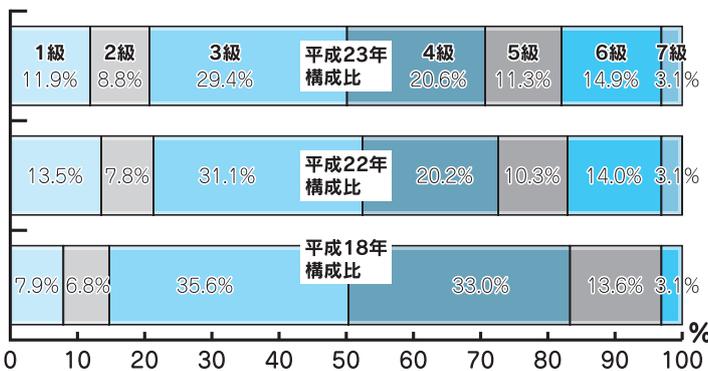
区分		町	県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	135,600円	—
	中学卒	129,200円	129,200円	—

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	286,600円	323,000円	368,300円
	高校卒	271,500円	293,000円	329,500円
技能労務職	高校卒	該当者無し	該当者無し	291,300円
	中学卒	該当者無し	該当者無し	該当者無し

4. 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)



区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	23人	11.9%
2級	主事	17人	8.8%
3級	主任	57人	29.4%
4級	係長	40人	20.6%
5級	課長補佐	22人	11.3%
6級	課長	29人	14.9%
7級	部長・次長	6人	3.1%

(注) 平成22年に6級制から7級制に変更しています(旧給料表を一級一職制に整理)

- (注) 1 町の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数です
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です

② 昇級への勤務成績の反映状況：一律支給

5. 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（平成 22 年度）

区分	町		県		国	
平均支給額	1人当たり平均支給額 1,360千円		-		-	
支給割合	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.60月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)
加算措置の状況	職制上の段階・職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%		職制上の段階・職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		職制上の段階・職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です

2 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)は、一律支給です

② 退職手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区分	町		国		
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年	
支給率	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	23.50 月分	30.55 月分
	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	33.50 月分	41.34 月分
	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算		定年前早期退職特例措置 2～20%加算		
1人当たり平均支給額	20,489千円		-		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です

③ 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	45,495千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	297千円
支給実績(平成21年度決算)	40,493千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	365千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます

④ その他の手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 22 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 22 年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円	同じ	-	39,313 千円	250,401 円
	配偶者扶養の場合第 1 扶養者 6,500 円				
	配偶者非扶養の場合第 1 扶養者 6,500 円				
	配偶者なしの場合第 1 扶養者 11,000 円				
	特定期間(16～22歳)の加算額 5,000 円				
住居手当	借家:月最高限度額 27,000 円	同じ	-	13,063 千円	318,607 円
通勤手当	公共交通機関利用者/定期券代等の実費:月最高限度額 55,000 円 自動車利用者など/通勤距離 2km 以上の場合に距離に応じて 2,000～24,500 円	同じ	-	14,885 千円	52,226 円
管理職手当	支給対象職員:部長 65,000 円 課長 40,000 円 施設長 30,000 円など	異なる	役職における手当額が異なる	21,144 千円	528,593 円

6. 特別職の報酬等の状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

区 分		月 額			期末 手当	平成 22 年度 支給割合 2.95 月分	
給料	町 長 副町長	722,000 円 585,000 円	類似団体における最高／最低額 909,000 円 / 76,700 円 750,000 円 / 311,500 円				
報酬	議 長	369,000 円	499,000 円 / 227,000 円				
	副議長	330,000 円	430,000 円 / 182,000 円				
	議 員	313,000 円	400,000 円 / 157,000 円				
退職 手当	町 長	(算定方式) (1 期の手当額) (支給時期)					
	副町長	給料月額 × 在職年数 × 550/100	15,884,000 円	任期毎			
		給料月額 × 在職年数 × 310/100	7,254,000 円	任期毎			

(注) 1 退職手当(1 期の
手当額)は、4 月
1 日現在の給料
月額および支給
率に基づき、1
期(4 年= 48 月)
勤めた場合に
おける退職手当の
見込額です

(注) 2 町長給料 15%削減、副町長・教育長給料 10%削減を平成 17 年 7 月 1 日から実施しています

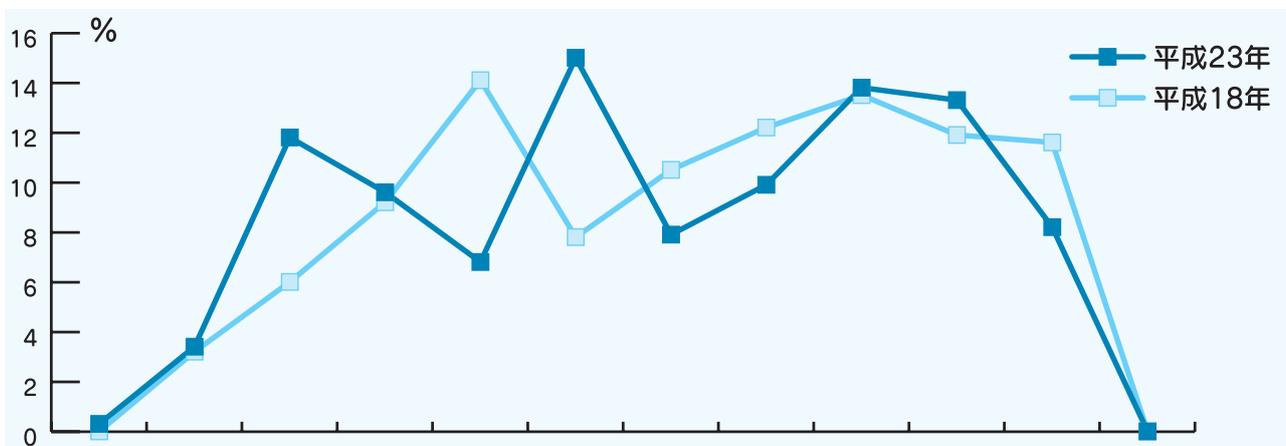
7. 職員数の状況

①部門別職員数と主な増減理由 (各年 4 月 1 日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門		平成22 年	平成23 年		
普 通 会 計 部 門	一 議 会	3 人	3 人	0	
	一 総 務	55 人	54 人	▲ 1	臨時職員対応による窓口対応業務の減
	一 税 務	25 人	25 人	0	
	一 民 生	67 人	66 人	▲ 1	保育士普通退職による欠員不補充などによる減
	一 衛 生	21 人	22 人	▲ 1	業務量による増
	一 農林水産	9 人	10 人	▲ 1	業務量による増
	一 商 工	4 人	5 人	▲ 1	業務量による増
	一 土 木	30 人	27 人	▲ 3	区画整理事業収束などによる減
	小 計	214 人	212 人	▲ 2	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数 45.4 人
	教育部門	43 人	44 人	▲ 1	業務量による増
	消防部門	64 人	63 人	▲ 1	消防士普通退職による欠員不補充による減
小 計	321 人	319 人	▲ 2	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数 68.3 人	
公 営 企 業 等 門	水 道	5 人	5 人	0	
	下 水 道	10 人	9 人	▲ 1	業務量による減
	そ の 他	19 人	21 人	▲ 2	業務量による増
	小 計	34 人	35 人	▲ 1	
合 計		355 人 [470 人]	354 人 [470 人]	▲ 1	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数 75.8 人

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です
2 []内は、条例定数の合計です

②年齢別職員構成の状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1 人	12 人	42 人	34 人	24 人	53 人	28 人	35 人	49 人	47 人	29 人	0 人	354 人

7. 職員数の状況《続き》

③定員管理の数値目標および進ちょく状況

▼平成 23 ～ 32 年度における定員管理の数値目標

平成 23 年 4 月 1 日 職員数 (消防を除く)	平成 32 年 4 月 1 日 職員数 (消防を除く)	純減数	純減率
293 人	278 人	15 人	5%

▼行政改革大綱における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成 23 年 4 月 1 日	平成 32 年 4 月 1 日	5%の純減

8. 公営企業職員の状況 (水道事業)

①職員給与費の状況

▼決算 (平成 22 年度)

総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B / A	平成 21 年度の総費用に 占める職員給与費比率
833,300 千円	98,459 千円	35,014 千円	4.2%	5.9%

職員数 A	給 与 費				1 人当たり給与費 B / A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5 人	19,203 千円	2,955 千円	6,998 千円	29,156 千円	5,831 千円

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません
2 職員数は、平成 23 年 3 月 31 日現在の人数です

②職員の基本給、平均月収額および平均年齢の状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	41.2 歳	327,100 円	485,492 円
一般行政職	41.7 歳	326,000 円	466,573 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当などを含みます

③職員の手当の状況

▼期末手当・勤勉手当 (平成 22 年度)

区分	水道事業	一般行政職
1 人当たり平均支給額	1,400 千円	1,360 千円

(注) 支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです

▼退職手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

水道事業			一般行政職		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
1 人当たり平均支給額	—	—	1 人当たり平均支給額	—	20,489 千円

(注) 1 支給割合および加算措置については、一般行政職と同じです
2 一般行政職の退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 22 年度に退職した職員に支給された平均額です

▼時間外勤務手当

支給実績 (平成 22 年度決算)	471 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 22 年度決算)	94 千円
支給実績 (平成 21 年度決算)	900 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 21 年度決算)	129 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます

▼その他の手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在) (※)は平成 22 年度決算の額です

手当名	内容および支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (※)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (※)
扶養手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	744 千円	186,000 円
住居手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	618 千円	309,000 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	352 千円	88,000 円
管理職手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	480 千円	480,000 円

● 地方公務員法第 42 条に基づき、職員および家族の相互救済・福利増進を図ることを目的に阿見町職員互助会を設置しています	会員数	361 人 (平成 23 年 4 月 1 日現在)
	掛金	毎月 500 円 / 人
	公費補助金額	0 円 (平成 22 年度決算)
	会員一人当たりの公費支出額	0 円 (平成 22 年度決算)

問い合わせ：総務課職員係 ☎888-1111 (211)

消費者コーナー

『町消費生活センターだより』 24年度・第1回

消費者問題のご相談は、
お気軽にご相談ください！



平成 23 年度の消費生活相談状況

平成 23 年度の相談受付件数は 273 件

●どんな相談が多かったの

▼ 1 位

有料サイト

- ・アダルトサイトの架空請求
- ・出会い系サイトで高額な利用料を請求された

▼ 2 位

融資サービス

- ・借金が返済できない
- ・過払い金を返してほしい

▼ 3 位

工事・建築・修理

- ・屋根修理の途中で業者が来なくなった
- ・注文住宅の解約をしたい

●平成 23 年度の特徴

- 震災の影響で建築工事・修理に関する相談が多かった
- ワンクリック請求やカタログ通販・インターネット通販等通信販売に関する相談が多かった
- 高額な投資被害から食品の品質等の生活知識まで相談内容が広範囲だった

子どもサポート情報

子どもを見守る立場の人たちに、気をつけなければならない情報をお届けします。

●事例

パソコンでオンラインゲームをやっていた息子に「ゲームのアイテムを買いたいからクレジットカードの番号を教えてください」と言われた。一度だけと思い、母親がカード番号を入力して 1,000 円分購入した。

後日、カード会社から 7 万円の請求書が届いた。驚いて息子に聞くと、ゲームを続けるために、その後何度もアイテムを買い続けていたとのことだった。息子は、その都度クレジットカード番号を入力しなくても、ゲームサイトの ID とパスワードを入力すれば引き続き買うことができたと言っている。

(子どもサポート情報第 48 号より)

●アドバイス

インターネット上のクレジットカード決済は、一度番号を入力すると登録となるサイトもあり、その場合、登録後は簡単な認証のみで利用できます。利用する前にその仕組みをよく理解し、慎重に行う必要があります。

オンラインゲームは、有料アイテムなしでは楽しめない仕組みのものが 있습니다。利用する際のルールを子どもとよく話し合っておきましょう。



子どもサポート情報は無料（通信料は除く）で配信しています。詳細は、国民生活センターのホームページでメールマガジンの子どもサポート情報をご覧ください。

5 月は消費者月間。今年度のテーマは『安全・安心 いま新たなステージへ』（消費者庁）

食の安全・安心を確保することや消費者事故等の再発・拡大防止をめざして、国・地方自治体・消費者団体等が連携・協力して消費者主役の社会づくりを進めていきます

問い合わせ：▼町消費生活センター ☎ 888-1871（ファクシミリ兼用 / 月～金曜日の午前 9 時～午後 4 時）▼商工観光課 ☎ 888-1111（171）

廃車・名義変更・減免などの手続きをお忘れなく

軽自動車税の手続き

問い合わせ 税務課 ☎888-1111 (151・152・156)

軽自動車税は、4月1日現在阿見町を定置場(日常的な保管場所)として登録して

ある原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の所有者などに

対して、1年分の税金が課税されます。(廃車しても月割による還付の制度はありません)

※公道を走行しないトラクタ
ー・フォークリフトなどの小型特殊自動車や軽自動車も登録が必要です

■原動機付自転車(125CC以下)、小型特殊自動車の手続き

役場税務課

●新規登録手続き

販売証明書(メーカー名・型式番号・車台番号・総排気量または定格出力・販売店の印鑑)・転入などによる登録の場合には廃車証明書(廃車していない場合には標識と標識交付証明書)・身分証明書(免許証など)・印章をお持ちください。

●名義変更手続き

標識(ナンバープレート)および標識交付証明書(廃車済みの場合は廃車証明書)・讓

渡証明書(讓渡人の印鑑が必要)・身分証明書・印章をお持ちください。

●廃車登録手続き

標識・標識交付証明書・身分証明書・印章をお持ちください。

▼転出などにより、町外に定置場を移した場合に廃車手続きをし、転出先の市町村で新たに登録してください

▼標識を紛失した場合には弁償金として300円が必要となります

▼車両または標識を盗難された場合には先に警察署に盗難届を提出し、「受理番号」・「受理年月日」を控え、廃車手続きをしてください(弁償金は必要ありません)

■二輪車(125CCを超えるもの)の手続き

関東陸運局茨城陸運支局土浦自動車検査登録事務所(土浦市卸町2-1-13) ☎050-5540-2018

■三輪・四輪車の軽自動車の手続き

軽自動車検査協会茨城事務

所土浦支所(土浦市卸町2-2-8) ☎843-3535

■減免の手続き

●対象となる車両

①4月1日現在身体障害者手帳等の交付を受けている人が専ら利用する車両

▼身体障害者および戦傷病者が取得し、または所有する軽自動車などで専ら身体障害者などが運転するもの

▼身体障害者などが取得し、または所有する軽自動車など(身体障害者で、4月1日現在の年齢が18歳未満のもの、知的障害者または精神障害者にあつてはその者と生計を一にする者が取得し、または所有する軽自動車を含む)で、専ら当該身体障害者などの通学・通院・通所もしくは生業のために当該身体障害者などと生計を一にする者が運転するもの

▼身体障害者などのみで構成される世帯の身体障害者などが取得し、または所有する軽自動車などで、専ら当該身体障害者などの通学・通院・通所もしくは生業の通院・通所もしくは生業のために当該身体障害者などが取得し、または所有する軽自動車

ために当該身体障害者などを常時介護する者が運転するもの

※対象となる障害の程度については制限がありますので、次ページの表でご確認ください

※減免申請できるのは一人の身体障害者などにつき、普通自動車を含め家用車一台に限ります

②構造が車いす移動車など専ら身体障害者などの利用に供するための車両で、自動車検査証(車検証)の車体の形状欄にその旨の記載がある車両

③専ら公益事業の用に使用すると認められる車両(リース車両を除く)

●申請受付期間

納税通知書が届いてから(5月中旬)から納期限前7日(5月24日)までです。軽自動車税納税通知書・障害者手帳など・自動車検査証(車検証)・運転する人の運転免許証・身分証明書・印章をお持ちください。

※納期限前7日を過ぎてからの申請・納付後の申請は受付できません。減免申請は毎年必要です

●軽自動車税の減免を受けることができる障害の程度

種類	障害の区分		障害の級別(程度)		
身体障害者手帳・戦傷病者手帳	視覚障害		1級から3級までの各級および4級の1	特別項症から第4項症までの各項症	
	聴覚障害		2級および3級	同上	
	平衡機能障害		3級	同上	
	音声機能障害(喉頭摘出による音声機能障害がある人が運転する場合)		同上	特別項症から第2項症までの各項症	
	上肢不自由		1級、2級の1および2	特別項症から第3項症までの各項症	
	下肢不自由	障害のある人が運転する場合		1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症
		生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合		1級から3級の1までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
	体幹不自由	障害のある人が運転する場合		1級から3級までの各級および5級	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症
		生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合		1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能		1級および2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	/
			障害のある人が運転する場合	1級から6級までの各級	
		移動機能	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から2級までの各級	
	心臓機能障害		1級および3級	特別項症から第3項症までの各項症	
	じん臓機能障害		同上	同上	
	呼吸器機能障害		同上	同上	
	ぼうこうまたは直腸機能障害		同上	同上	
	小腸機能障害		同上	同上	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級		
	肝臓機能障害		同上	特別項症から第3項症までの各項症	
※総合(合併)等級の場合は、障害区分ごとに判断します。「上下肢6級」であっても、これを個別に判断すると下肢7級・上肢7級となる場合は、減免となりません					
療育手帳	障害の程度が重度の人(茨城県の療育手帳の場合㊤またはA)				
精神障害者保険福祉手帳	1級で次のいずれかに該当する人 ▼自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの人 ▼医療福祉費受給者証をお持ちの人 ▼障害の治療のため通院されている人				

『乳がん・子宮がん検診』 『骨粗しょう症検診』 〈 集団検診 〉



町では、下記日程で乳がん・子宮がんおよび骨粗しょう症の集団検診を行います。早期発見するためには、定期的に検診を受けることが大切です。自分の健康を自分で守るために、この機会に検診を受け、健康管理に役立てましょう！ また、医療機関検診を希望される人は18ページをご覧ください。

対象年齢・自己負担額

乳がん・子宮がん検診

乳がん検診は検査内容により対象年齢が異なります。また、マンモグラフィ検査は2年に1回の受診になりますので、昨年度、町の集団検診や医療機関検診で受診した人はマンモグラフィ検査を受けることはできません。

40～56歳の方は超音波検査とマンモグラフィ検査を1年ごとに交互に受診することをお勧めします。

※対象年齢は平成25年3月31日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
子宮がん検診	20歳以上	子宮けい部細胞診	800円
乳がん検診 ※右記①～③の検査のうち、いずれか1つ	30～56歳	①乳房超音波検査	700円
	40歳以上 ※2年に1回	②乳房マンモグラフィ検査(2方向):40～49歳 ※片方の乳房につき、2枚撮影	1,200円
		③乳房マンモグラフィ検査(1方向):50歳以上	700円

骨粗しょう症検診

※対象年齢は平成25年3月31日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
骨粗しょう症検診	25～65歳 (男女ともに可)	超音波でかかとの骨密度を測定	700円

※下記に該当する人は検診が受けられませんのでご注意ください

- ▼ 自覚症状のある人(医療機関で診察を受けてください)
- ▼ 今年度、人間ドックや他機関で検診を受ける予定の人、または受けた人
- ▼ 現在、医療機関で治療中または経過観察中の人

※下記に該当する人は自己負担額が無料になります。検診時に手帳等の証明できるものをご提示ください

- ▼ 身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が1級または2級の人
- ▼ 精神障害者保健福祉手帳で法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級の人
- ▼ 重度の知的障害とされた人(療育手帳で㊸またはAの人)
- ▼ 生活保護受給者

日時・場所

検診項目により実施日時が異なりますので、下表にてご確認のうえ、お申し込みください。

- ▼乳房マンモグラフィ検査と骨粗しょう症検診は午前にも実施します
- ▼骨粗しょう症検診は4日間のみ(表中の青の枠の期日のみ)の実施となりますので、ご希望の人はご注意ください

期 日	検診項目		場 所
	午 前 受付:10時～10時30分	午 後 受付:0時15分～1時	
6月25日(月)		マンモ・超音波・子宮	総合保健福祉会館 『さわやかセンター』
6月26日(火)		マンモ・超音波・子宮	
6月27日(水)		マンモ・超音波・子宮・骨粗	かすみ公民館
7月17日(火)		マンモ・超音波・子宮	総合保健福祉会館 『さわやかセンター』
7月18日(水)	マンモ・骨粗	マンモ・超音波・子宮・骨粗	
7月19日(木)		マンモ・超音波・子宮	本郷ふれあいセンター
7月20日(金)	マンモ・骨粗	マンモ・超音波・子宮・骨粗	
7月22日(日)	マンモ・骨粗	マンモ・超音波・子宮・骨粗	総合保健福祉会館 『さわやかセンター』
7月23日(月)		マンモ・超音波・子宮	

※マンモ:乳房マンモグラフィ検査、超音波:乳房超音波検査、子宮:子宮がん検診、骨粗:骨粗しょう症検診

申込期間・申込方法

申込期間

5月31日(木)まで(必着)

※申し込みされた人には、6月中旬にご案内をお送りします

申込方法

下記の①②いずれかとなります。

- ① 郵送での申し込み(はがきまたは封書に必要事項を記入)
- ② 総合保健福祉会館『さわやかセンター』来館による申し込み
※ファックスや電話による申し込みはできません

申込先

〒300-0331 阿見町阿見 4671-1
健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)

※希望日時がある場合は第3希望まで記入してください。記入がない場合、どの日程でも可とみなします
※申し込みされた希望日時が希望者多数の場合、ご希望にそえないこともありますので、ご了承ください(先着順ではありません)

▶コピーしてご使用ください

郵送時にはがれてしまうことがありますので、はがきに貼る際には全体にのり付けをしてください。

住 所	阿見町		
氏 名			
生年月日	T・S・H	年	月 日 (歳)
電話番号	—		
希望する 検診	(希望する検診に○をつけてください)		
	骨粗しょう症検診 (25～65歳)	子宮がん検診 (20歳以上)	乳がん検診 (いずれか1つ) 超音波 (30～56歳) マンモグラフィ ※2年に1回 (40歳以上)
希望する 日時	(実施日時をご確認のうえ、①～③に希望日をご記入ください)		
	① 第1希望:	月 日	(午前・午後)
	② 第2希望:	月 日	(午前・午後)
	③ 第3希望:	月 日	(午前・午後)
	④	指定なし	

< 医療機関検診 >

医療機関での検診を希望される人は、下記申込方法により医療機関検診を受診してください。

なお、集団検診とは自己負担額が異なりますのでご注意ください。また、受診できる医療機関は検査内容により異なりますのでお問い合わせください。

※対象年齢は平成 25 年 3 月 31 日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
子宮がん検診	20 歳以上	子宮けい部細胞診 ※医師の判断で体部細胞診可（追加料金:1,200 円）	2,200 円
乳がん検診 ※右記①～③の検査のうち、いずれか1つ	30～56 歳	①乳房超音波検査	1,300 円
	40 歳以上 ※2年に1回	②乳房マンモグラフィ検査（40～49 歳:2 方向）	1,800 円
		③乳房マンモグラフィ検査（50 歳以上:1 方向）	1,300 円
骨粗しょう症検診	25～65 歳	超音波でかかとの骨密度を測定（男女ともに可）	900 円

▼申込方法 受診券を発行しますので、次のいずれかまで直接来館してお申し込みください。

▼健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）

▼うずら出張所 ※子宮がん検診のみお申し込みできます

▼受付・検診期間 平成 25 年 2 月 28 日まで

▼受診可能な期間 受診券発行日から 3 か月間 ※最終受診日は平成 25 年 2 月 28 日です

不妊治療費助成事業

■県不妊治療費助成事業

県では、体外受精・顕微授精を受けた人（平成 24 年度内に治療が終了した人）に治療費の一部を助成します。

※やむを得ず治療を中断した場合および凍結融解胚移植も対象となります（採卵に至らない場合を除く）

▼内容 1 回の治療につき 15 万円を限度に、1 年度目は年 3 回まで、2 年度目以降は年 2 回まで、通算 5 年間（通算 10 回まで）助成

▼対象 次のすべての要件に該当している人

- ①法律上の婚姻をしている夫婦で、夫または妻のいずれか一方が県内に住所を有する
- ②所得制限あり（詳細は下記へご確認ください）
- ③県が指定する医療機関において実施した治療である

▼申請方法 まずは所得要件や申請書類などの確認のため、申請前に相談（治療後でも申請の相談に応じる）。治療・支払い後、保健所に必要書類を添えて申請する

▼必要書類

- ▼県不妊治療費補助金交付申請書
- ▼県不妊治療費助成事業受診等証明書
- ▼医療機関発行の領収書
- ▼住民票謄本（交付日から 3 か月以内のもの）
- ▼夫および妻の所得（課税）証明書（控除の記載があるもの）各 1 通

▼問い合わせ 土浦保健所健康増進課 ☎821-5398

■町不妊治療費助成事業

体外受精・顕微授精（特定不妊治療）の治療費が、県不妊治療費助成事業の補助金額を超えているものに対し、さらに町からも治療費の一部を助成します。

▼内容 1 回の治療につき 5 万円を限度に、1 年度あたり 2 回まで、通算 5 年間助成

▼対象 次のすべての要件に該当している人

- ①県不妊治療費助成事業補助金の交付を受け、さらに治療費がそれを上回っているもの
- ②法律上の婚姻をしている夫婦で、夫または妻のいずれか一方が特定不妊治療の終了日において町内に 1 年以上住所を有する

▼申請方法 県の不妊治療費補助金交付決定を受けた後、必要書類を持って下記に申請する

▼必要書類

- ▼町不妊治療費補助金交付申請書（健康づくり課窓口で受け取る）
- ▼県不妊治療費補助金交付決定通知書の写し
- ▼県不妊治療費助成事業受診等証明書の写し（県に提出前に複写をとっておく）
- ▼住民票謄本の写し
- ▼医療機関発行の領収書（原本を提出していただき、確認後返却）

▼問い合わせ 健康づくり課保健予防係（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

特定の年齢の人に
検診が無料になるクーポン券を送ります

がん検診推進事業

この事業は、特定の年齢の人に、大腸がん・乳がん・子宮がんに関する検診手帳や、町が実施する大腸がん検診（便潜血検査）・乳がん検診（マンモグラフィ検査）・子宮がん検診が無料となるクーポン券をお送りし、検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及および啓発を図るものです。

■対象となる人

下記の生年月日の人が対象となります。対象となる人には**5月中旬**に検診手帳と無料クーポン券をお送りします。

<大腸がん検診>

<乳がん検診>

生年月日	4月1日現在の年齢
昭和46年4月2日 ～昭和47年4月1日生まれ	40歳
昭和41年4月2日 ～昭和42年4月1日生まれ	45歳
昭和36年4月2日 ～昭和37年4月1日生まれ	50歳
昭和31年4月2日 ～昭和32年4月1日生まれ	55歳
昭和26年4月2日 ～昭和27年4月1日生まれ	60歳

<子宮がん検診>

生年月日	4月1日現在の年齢
平成3年4月2日 ～平成4年4月1日生まれ	20歳
昭和61年4月2日 ～昭和62年4月1日生まれ	25歳
昭和56年4月2日 ～昭和57年4月1日生まれ	30歳
昭和51年4月2日 ～昭和52年4月1日生まれ	35歳
昭和46年4月2日 ～昭和47年4月1日生まれ	40歳

■検査内容

●大腸がん検診:便潜血検査

検査キットにより、ご自分で2日分の検便を採取したものを提出して検査をします。

●乳がん検診:マンモグラフィ検査 ※超音波検査は対象になりません

乳房を板で挟んで圧迫し、X線撮影を行います。人によって違いますが、痛みを感じることもあります。

●子宮がん検診:子宮けい部細胞診

子宮の出口の部分(けい部)の細胞をこすりとり、異常な細胞がないかを顕微鏡で調べる検査です。このとき少し出血することがありますが、痛みはほとんどありません。

■受診方法・申込方法

<大腸がん検診>

大腸がん検診は**集団検診のみ**での受診となります。検診を希望する人は、9月～12月に実施する総合健診または住民健診へのお申し込みが必要となります。5月下旬に40歳以上の人の全世帯にお送りする『総合健診・住民健診申込書』でお申し込みください。検診当日に無料クーポン券を持参していただくことにより、対象者の大腸がん検診が無料となります。

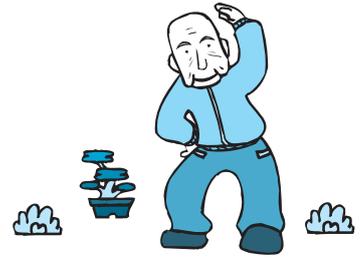
<乳がん・子宮がん検診>

▼**集団検診を希望する人(申込期間:5月31日(木)まで/必着)** 16～18ページをご覧ください、健康づくり課までお申し込みください(クーポン券には返信用封筒が同封されています)。検診当日に無料クーポン券を持参していただくことにより、対象者の乳がん・子宮がん検診が無料となります

▼**医療機関検診を希望する人(18ページの医療機関検診の申込方法とは異なります)** クーポン券に同封されている『無料検診のお知らせ』に、検診を実施している医療機関一覧が掲載されています。医療機関に直接ご予約のうえ、無料クーポン券を持参して受診してください

住み慣れたまちで安心して暮らすために

お年寄りの 毎日を支えます



町で利用できる 65 歳以上の高齢者の関連サービスを紹介します

社会福祉課

●ひとり暮らし高齢者愛の定期便事業

ひとり暮らしの高齢者で安否確認の必要性のある人に、乳製品を配達し、孤独感軽減と同時に安否の確認を行います。

●福祉電話貸与事業

電話の設置が困難なひとり暮らしの高齢者に電話を無償貸与し、利用料金の一部を助成します。

●シルバーカー補助事業

歩行に支障がある高齢者で、同一世帯の生計中心者の前年の所得税額が14万円以下の人に、シルバーカー購入費用を補助します。

▼補助限度額 50,000円

●緊急通報システム整備事業

病弱などの理由により緊急時に機敏に行動することが困難なひとり暮らしの高齢者の住居に、ペンダント型無線発信機・緊急通信装置・火災センサーを設置し、急病・災害などの緊急時に迅速・適切な対応を図り、不

安の解消と生活の安全を確保します。電話回線がNTTでないで使用できません。

▼個人負担があります

●家族介護用品支給事業

介護保険で要介護3以上（常時尿失禁にある要介護1および2の住民税非課税世帯の人を含む）と認定された在宅の高齢者などに、紙おむつ・尿取りパッドを希望により支給します。

▼個人負担があります

●日常生活用具給付事業

寝たきりやひとり暮らしの高齢者に電磁調理器・火災警報器を給付します。

▼個人負担があります

●生活管理指導員派遣事業

介護保険で自立と認定された高齢者などで日常生活を営むのに支障のある者に対して日常生活の支援・援助のため、生活管理指導員を派遣します。

▼個人負担があります

●在宅介護慰労金支給事業

基準日（12月31日）以前に

1年間継続して介護保険で要介護3以上と認定された65歳以上の高齢者を、同期間内で所定期間介護保険サービスを利用せず、在宅で介護している家族に慰労金を支給します。

●徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊のみられる高齢者を介護している家族に、無線発信機を貸与し、徘徊・そのほかの緊急時に迅速・適切な対応をします。

▼費用負担 2 利用料・情報料・現場急行料は町が負担します

●外出支援サービス事業

高齢者などで一般の公共交通機関の利用が困難な人を対象に、特定の医療機関などへの通院・通所に必要な費用の一部を助成します（福祉タクシー利用券・自動車税などの減免を受けている人は対象外となります）。

●生活管理指導短期宿泊事業

▼介護保険で自立と認定されたひとり暮らしの高齢者などで、日常生活に支障の

ある人 ▼介護保険利用限度超過者で、家族の介護を受けられなくなり緊急に入所が必要な人―を対象に、短期宿泊（原則7日以内）による指導・支援を行います。

▼同一世帯の住民税課税状況・要介護状態などにより個人負担額が異なります

●高齢者住宅リフォーム助成事業

介護保険で要支援・要介護と認定され、前年の所得税が非課税の世帯に属する寝たきりの高齢者などが、日常生活で直接利用する住宅の改造経費の一部を助成します。

●成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者（本人に配偶者・2親等以内の親族がいない人）など、判断力の十分でない人が各種手続きや契約を行うときに不利にならないようにするため、成年後見制度を利用する際の申立費用などを助成します。

▼助成額 2 所得などにより異なります

※知的・精神障害者は障害

※次ページに続く

福祉課地域生活支援係（総合保健福祉会館内）で受け付けします

健康づくり課

つるかめ教室

理学療法士や保健師、運動普及推進員が介護予防のための簡単な体操の指導・健康相談を行っています。

▼対象 10人以上の高齢者団体

▼実施回数 11月1回

▼実施場所 11地区公会堂など

ミニデイサービス（生きがい活動支援通所事業）

介護保険認定に該当しない65歳以上の高齢者に、趣味活動や簡単な体操、日常動作訓練などのサービスを提供します。

▼サービス 11人あたり週1回

▼利用料 11日281円

健康相談

健康づくりに関して、保健師・栄養士・理学療法士が家庭訪問や電話または窓口などで相談に応じます。

町社会福祉協議会

給食サービス事業

65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者などに、調理ボランティアによるお弁当（昼食）を配達・訪問ボランティアにより自宅へ届けます。

▼利用期日 11月第2・4水曜日（祝日、7・8月の夏季を除く）

生活援助型食事サービス

配偶者以外の同居の家族がない65歳以上の高齢虚弱または心身の障害により自ら調理することが困難な人が、申請により認定された場合、夕食を配達し自立生活を支援します。

▼利用期日 11月毎週月曜日（金曜日（祝日・年末年始を除く）

▼利用料（個人負担分） 11食あたり（普通食400円・特別食548円）

心配ごと相談

生計・家族・財産などに関する悩み事の相談を受け、日常生活の不安解消を図ります。

※詳細は32ページ（定例相談）参照

ふれあい電話

申請された65歳以上のひとり暮らし宅に電話をかけ、安否確認・情報提供などをを行うほか、日常のお話し相手をするふれあい型の電話サービスです。

▼実施期日 11月火・木曜日午後1時30分～4時（祝日・年末年始を除く）

在宅福祉（有償）サービス事業

おおむね65歳以上の日常生活に支障のある世帯に、有料の在宅福祉サービスを提供します。

▼登録会員方式 11利用会員・協力会員

▼サービス内容 11食事の支度・洗濯・掃除・買い物、通院など外出時の付き添い、軽易な身の回りの世話など

▼利用日時 11月午前7時～午後7時（年末年始を除く）

▼利用料 11時間600円

高齢者に関する総合相談

介護や福祉・高齢者虐待等の高齢者に対する福祉の総合的な相談・支援を行います。また、介護予防ケアプランの作成や二次予

防などに対する地域支援事業のケアマネジメントを行います。

車いす貸出事業

町内在住の人に、一時的（1か月を限度）に車いすを貸し出します。

低床カー貸出事業

車いすごと乗れる軽車両を2日間限度で貸し出します。

▼負担 11kmあたり10円のガソリン代がかかります

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

認知症の高齢者や知的・精神的に障害のある人など、判断能力が不十分で、かつ親族などの援助が得られない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理、書類の預かりサービスなどを行い、日常生活を支援します。

▼利用料 11福祉サービスの利用手続きの援助・日常生活の金銭管理サービス（生活支援員派遣による援助）・1時間あたり900円▼書類等預かりサービス（保管料）・1か月あたり

500円 ※生活保護受給者は免除になります

地域ケアシステム

介護を必要とする在宅の高齢者・障害者などに対しケアチームを結成して地域で見守り、要介護者を地域で互いに支え合うコミュニティづくりを推進します。

家族介護者交流事業

家庭において高齢者を介護している人に、リフレッシュおよび介護する者同士の交流や情報交換の機会を提供します。

家族介護教室

在宅で介護している人や近くで支援している人、介護に興味をお持ちの人などを対象に、介護・福祉に役立つ知識や技術の教室を開催します。

各サービスの問い合わせ

▼社会福祉課高齢福祉係 ☎ 888-1111 (161) ▼健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎ 888-2940 ▼町社会福祉協議会（代表） ☎ 887-0084 ▼地域ケアセンター ☎ 887-9234 ▼地域包括支援センター ☎ 887-8124

災害に備え 名簿を作成します

『災害時要援護者名簿』登録のご案内

社会福祉課 ☎ 888-1111 (162)

地域全体で災害時要援護者を見守ります

「災害時要援護者」とは、大地震などの災害が起こったとき、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人たちです。「歩行が困難」「周囲の状況がわからない」「身近に支援をしてくれる人がいない」などにより、災害時要援護者の人は、地域で孤立してしまう恐れがあります。

そのため、地域全体で要援護者の人たちを見守る必要があります。

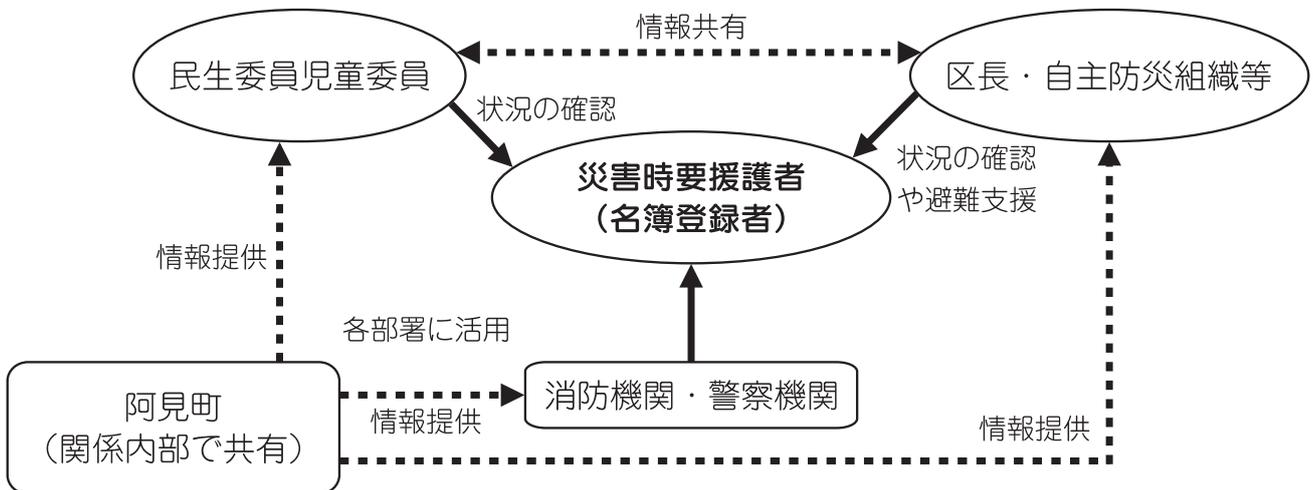
災害時要援護者名簿へご登録ください

町は、要援護者本人またはその家族などの申請により、災害時要援護者名簿を作成します。その情報は、平常時から警察機関・消防機関・民生委員児童委員・区長・自主防災組織などと共有し、要援護者を支援する地域の活動に活用します。

※災害時要援護者情報を共有するにあたり、秘密の厳守、目的外使用および第三者への提供の禁止を義務付け、適正な管理を行います

※災害時は、不測の事態も想定されますので各家庭で、災害に対して備えておくことが重要です

【災害時要援護者名簿の活用イメージ】



（登録対象者）※登録対象者には、町から申込書を7月上旬頃に送付予定です

在宅者であって、下記のいずれかに該当する人

- ① 65歳以上の一人暮らしの人、または65歳以上の人のみの世帯
- ② 介護保険で要介護3以上の認定を受けている人
- ③ 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている人
- ④ 療育手帳（A・A）の交付を受けている人
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級を受けている人
- ⑥ そのほか、避難支援が必要な人

申請はお済みですか？ 学生納付特例制度



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

『学生納付特例制度』とは

この制度は、収入がない、または少ないために保険料を納付できない学生の皆さんを対象とした猶予制度です。

大学(院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・学校教育法で規定される修業年限が1年以上ある各種学校(左記参照)―など(定時制課程、通信課程、一部の海外大学の日本分校を含む)に在学する学生で、本人の所得が一定額(下記参照)以下の人が対象です。

▼各種学校：修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります(私立の各種学校については、都道府県知事の認可を受けた学校に限られます)

▼国内にある海外大学の日本分校：テンプル大学ジャパンの一部の課程・カーネギーメロン大学日本校・レイクランド大学ジャパニキャンパス・専修大学校ロシア極東大学函館校・天津中医药大学中薬学院日本校・コロンビア大学ティーチャーズカレッジ日本校

所得枠

118万円(本人所得)▼扶養親族などがある場合：扶養人数×38万円▼社会保険料控除などがある場合：控除額―がそれぞれ基準額に計算されます。所得基準以下の人が対象です。

申請場所

国保年金課またはうずら出張所で申請できます。申請は毎年必要となります。※日本年金機構から『学生納付特例申請書(はがき)』が届

いている人は、必要事項を記入して返送することにより、申請手続きができます

持参品

▼学生証または在学証明書、年金手帳、印鑑(本人署名の場合)は不要
▼前年所得の状況を明らかにすることができ書類
▼本人の所得が町でわからない場合は、前年所得の状況を明らかにすることができ書類(所得証明書・源泉徴収票・確定申告書など)

の写し

▼昨年または今年、会社等を退職し学生になった場合は、前記のほかに失業したことを確認できる公的機関の発行する証明書(雇用保険受給資格者証・被保険者離職票など)の写し

承認されると

申請年度の4月から3月まで保険料の納付が猶予されます。猶予期間は、基礎年金を受給するための資格期間に含まれますが、年金の受給額には反映されません。満額の年金を受給するため、卒業したら保険料を追納(さかのぼって納付)しましょう。

学生納付特例期間中の事故や病気で障害が残った場合や死亡した場合には、一定の要件を満たしていれば障害基礎年金や遺族基礎年金を請求することができます。

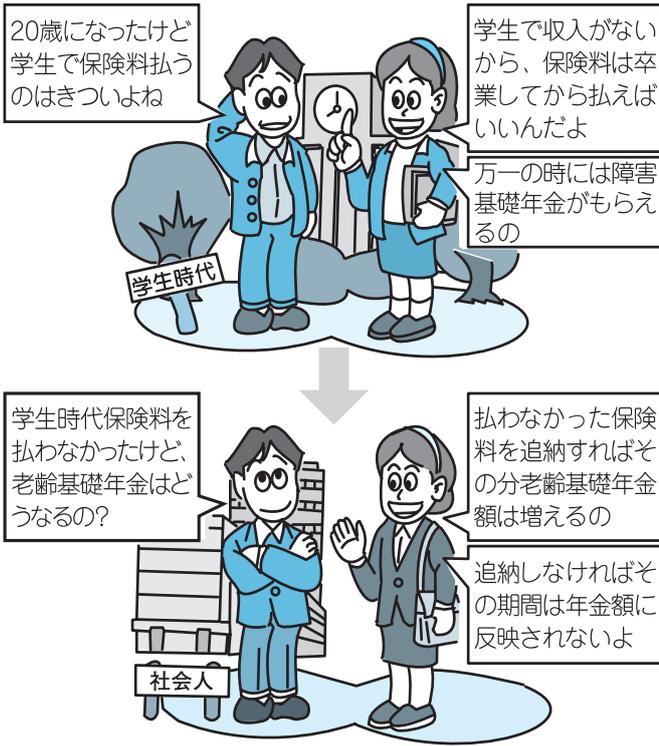
土浦年金事務所から

5月の休日開庁日

日時 5月12日(土)午前9時30分〜午後4時

問合せ 土浦年金事務所 ☎

824-17121



こんなときには申請を…

国保の給付

国保

お問い合わせは…
国保年金課国保係
☎888-1111(131~133)

国保税 納めて安心 わが家の健康

国 保被保険者(加入者)が医療を受けたとき、次のような場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により支給されます。

高額療養費

70歳未満の人

● 一か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき…
同じ人が同じ月内に同一の医療機関で、限度額を超える自己負担額を支払った場合。超えた金額が高額療養費として支給されます

● 同じ世帯で自己負担額の合計が限度額を超えたとき…
同一世帯で同じ月内に2万円1千円(町民税非課税世帯も同額)以上の自己負担額を2回以上支払った場合。それらを合算して限度額を超えた分が支給されます

● 同じ世帯で高額療養費の支給を4回以上受けたとき…
一つの世帯で過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給を受けた場合。4回目から、支給額が変わります

● 自己負担額の計算方法
▽月の1日から末日までの1か月(暦月)ごとの受診で計算

▽病院・診療所(ごと)に計算
▽一つの病院・診療所でも歯科は別計算。また、外来・入院も別計算
▽入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く
▽入院の際には『限度額適用認定証』の交付を申請してください…『限度額適用認定証』(住民税非課税世帯の人は『限度額適用・標準負担額減額認定証』を提示することで、入院した場合の一つの医療機関での1か月の診療分の支払いが限度額までとなります) ※交付にあたっては国保税に未納がないことが条件

70~74歳の人

外来(個人単位)の限度額を適用後に入院を含む世帯単位の限度額を適用し、超えた金額が高額療養費として支給されます。入院の場合、医療機関窓口での支払いは左ペー

● 自己負担額の計算方法
▽月の1日から末日までの1か月(暦月)ごとの受診で計算

▽外来は個人ごとに集計。入院を含む自己負担限度額は世帯内で70~74歳の人を合算
▽病院・診療所・歯科の区別なく合算
▽入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

70歳未満の人と70~74歳の人が同じ世帯にいる場合

まず、70~74歳の人の外来(個人単位)の限度額を適用後に、入院を含む世帯単位の限度額を適用し、これに70歳未満の合算対象額を合算し、最後に70歳未満(世帯単位)の限度額を適用して計算します。

申請の方法

高額療養費に該当する場合には、診療月の約3か月後に国保年金課から高額療養費申請通知書(はがき)が郵送されます。

この通知書・保険証・印鑑・病院支払い分の領収書(該当診療月分)・金融機関の口座番号の分かる書類(口座振込で支払いとなるため)を持参して所定の期間内に国保年金課またはうずら出張所窓口で手続きをしてください。

*低所得者I・IIに該当する人

は…▽入院▽在宅医療での『在宅時医学総合管理』または『在宅末期医療総合診療料』がレセプト(診療報酬明細書)に算定されている…のいずれかに該当する場合には医療機関窓口での支払いが左ページ表中の自己負担限度額までとなります。この適用を受けるためには『限度額適用・標準負担額減額認定証』が必要になります。該当する人は国保年金課窓口で申請してください

*高額な治療が長期間必要

ときに…厚生労働大臣が認める特定疾病(先天性血液凝固因子障害の一部:人工透析が必要な慢性じん不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)に該当する場合は1か月の自己負担限度額は1万円(人工透析が必要な慢性じん不全の場合、70歳未満の上位所得者は2万円)までとなり、これを超えた分の金額は国保が負担します。この取り扱いを受けるには『特定疾病療養受療証』(申請により交付)の提示が必要

高額療養費の所得区分と自己負担限度額

▼高額療養費の自己負担限度額（月額）

70歳未満（世帯単位）		
所得区分	3回目まで	4回目以降 ※1
上位所得者	150,000円＋ 医療費が500,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	83,400円
一般	80,100円＋ 医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

70～74歳		
所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋ 医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算（4回目以降：44,400円 ※1）
一般	12,000円 ※2	44,400円 ※2
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※75歳到達月は国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1ずつとなります

▼高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額（年額／8月～翌年7月）

70歳未満	
上位所得者	126万円
一般	67万円
住民税非課税世帯	34万円

70～74歳	
現役並み所得者	67万円
一般	56万円 ※2
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

※所得区分は高額療養費と同様

※1:過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給を受ける場合に、4回目から適用される自己負担限度額

※2:70～74歳の人の窓口負担1割が平成25年3月31日まで延長されることにより、高額療養費および高額医療・高額介護合算制度における70～74歳の一般の自己負担限度額も、平成25年3月31日まで据え置かれます

- 70歳未満の人の所得区分
- ▼上位所得者：同一世帯に属する国保被保険者の国保税の算定基礎となる基礎控除後の所得の合算額（擬制世帯主を除く）が600万円を超える世帯に属する人
- ▼一般：上位所得者に該当しない、住民税が課税されている世帯に属する人
- ▼住民税非課税世帯：住民税が課税されていない世帯に属する人
- 70～74歳の人の所得区分
- ▼現役並み所得者：同一世帯

に、住民税課税所得が14.5万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人。ただし、世帯の70歳以上の国保被保険者の収入合計が2人以上で520万円（1人の場合383万円）未満の場合は、申請することで『一般』の区分になります ※このほか国民健康保険から後期高齢者医療制度に移した人がいる場合には、その人も含めて区分の判定をします

高額医療・高額介護合算制度

世帯内の国民健康保険の被保険者全員が1年間（毎年8

月～翌年7月末）にお支払いされた医療保険と介護保険の自己負担額（注1）を合計し、年間の自己負担限度額（左記参照）を超えた場合に、その超えた金額を『高額介護合算療養費』および『高額医療合算（介護予防）サービスマニフェスト』として支給します。注1：自己負担額は、医療保険では高額療養費など、介護保険では高額介護（介護予防）サービスマニフェストを控除後の額

申請手続きの注意点

該当する人には、12月ごろに通知をお送りします。お知

らせた金額が、国保年金課窓口へ申請してください。 ※次に該当する人には、支給対象となる旨のお知らせができません場合があります

国保加入者の人間ドック・脳ドックの申し込み期間は、平成25年2月28日（木）まで

▼平成23年8月から平成24年7月末までの間に、▽市町村を越えて転居された人▽ほかの医療保険から国民健康保険に移られた人

緊急情報のメール配信

『緊急速報エリアメール』・『緊急速報メール』により緊急情報を配信します

交通防災課防災係 ☎888-1111 (276・277)

町では、町が配信元となり、各携帯電話会社が提供する『緊急速報エリアメール (NTT ドコモ)』・『緊急速報メール (au・ソフトバンク)』のサービスを活用して、災害情報を配信します。

- ▼ au 平成 24 年 3 月 19 日から
- ▼ ソフトバンク 平成 24 年 4 月 3 日から
- ▼ NTT ドコモ 平成 24 年 5 月 17 日から (予定)

●『緊急速報エリアメール』・『緊急速報メール』とは

このサービスは、気象庁が配信する緊急地震速報に加え、町が配信する避難準備情報・避難勧告・避難指示などの緊急情報を、災害時に阿見町のエリア内にいる各携帯電話会社の携帯電話 (スマートフォンを含む) に対して、一斉に情報を配信するサービスです。

登録は不要で、町民の人でなくても町のエリア内にいる人であればメールを受信することができます。

※受信可能範囲が町内に限られますので、町民の人でも町外にいるときは受信できません。観光客や通勤者など、一斉配信時に町内にいる人は受信できます

●サービスの特徴

▼配信する情報

- 避難勧告・避難指示などの緊急かつ重要な情報
- 災害時の町内の情報など (避難所や給水所の情報など)

▼メールアドレスの登録不要

事前にメールアドレスを登録することなく受信できます。

▼月額使用料・受信料は無料

これらのメールサービスによる情報は、回線混雑の影響を受けずに受信することができます。月額使用料・受信料は一切かかりません。

●利用方法

メールを受信するには、対応している携帯電話で受信設定が「ON (利用する)」に設定されている必要があります。

携帯電話の種類によっては受信できない場合がありますので、使用している携帯電話がサービスに対応しているかについては、各携帯電話会社の窓口またはホームページでご確認ください。

テストメールを配信します

5月17日(木)、NTTドコモ・au・ソフトバンクの阿見町エリア内の受信対応携帯電話(スマートフォンを含む)にテストメールを配信しますので、受信された人は実際の災害とお間違いのないようご注意ください。

また、会議などの予定がある場合は、マナーモードに設定しておくことをお勧めします。

▼メール配信予定日時 5月17日(木)正午

※携帯電話の機種や設定によっては受信できない場合があります

『住宅用太陽光発電システム設置補助金』の制度が始まります

環境政策課 ☎888-1111 (116)

町では、地球温暖化の抑制を図り、新エネルギーの導入を促進するため、住宅用の太陽光発電システムを新たに設置する人に対して、設置に要する費用の一部を予算の範囲内で補助します。

▼対象

- ▼町内の自らが居住する住宅に、対象システムを設置しようとする人
 - ▼町税を滞納していない人
 - ▼太陽光発電システムの発電による余剰電力の買取り契約を電気事業者と締結する人
- ※すでに太陽光発電システムを設置されている場合は、対象外となります



▼補助金額

太陽電池モジュールの公称最大出力 1kw あたり 3 万円とし、9 万円を限度とします。

▼申請の流れ

- 1 補助金交付申請書と添付書類を工事着工前に環境政策課へ提出します
- 2 申請受付順により書類審査・現地調査を行い、不備がなければ補助金交付決定通知書を申請者に送付します
- 3 申請者は補助金交付決定通知書が届いたら、速やかに工事を行い、完了次第実績報告書を提出します
- 4 書類審査・現地調査を行い、補助金額を確定して、補助金交付確定通知書を送付します
- 5 申請者は補助金交付確定通知書が届いたら、補助金交付請求書により補助金を請求します

▼申請受付

6月1日(金)から申請の受付を開始します。

※予算がなくなり次第受付を終了します。あらかじめご了承ください

※必ず工事着工前に申請してください

※申請書等一式は環境政策課窓口で配布しています。環境政策課ホームページ (<http://www.town.ami.ibaraki.jp/kakuka/seikatsusangyo-bu/kankyoseisakuka/taiyoko-hojo.htm>) からダウンロードできます

霞ヶ浦清掃大作戦を実施しました

3月4日(日)、霞ヶ浦堤防沿いの3か所(霞ヶ浦高等学校下堤防・大室舟溜り付近・島津舟溜り付近)を拠点とし、全行政区の代表者、漁業協同組合、町長・教育長をはじめとする町職員などにより、毎年恒例の霞ヶ浦清掃大作戦を実施しました。

毎年、霞ヶ浦堤防沿いにおける不法投棄は減少傾向にあるものの、今年も大量のごみが回収されました。雨上がりで足元がぬかるんでいる中を一生懸命拾っている姿がとても印象的でした。

ボランティアの皆さんのおかげで、きれいな霞ヶ浦を保つことができます。今後も霞ヶ浦の環境美化にご協力をお願いします。

▶ 島津舟溜り付近で集まったゴミ

▼参加人数とゴミ回収量

参加人数	ゴミ回収量		
	焼却ゴミ	不燃ゴミ	合計
194人	0.78t	1.28t	2.06t



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

朗読会「加奈の小さなおはなし会」開催

元茨城放送アナウンサーであり大使の藤田加奈子さんによる大人のための朗読会です。

- ▼期日:5月12日(土)
- ▼時間:午後1時30分から
- ▼場所:予科練平和記念館ラウンジ
- ▼内容:『瀬戸内の鬼』・『選手になれ』・『ニワトリおぼけ』(西澤實作)、『ちいさなへいたい』(パウル・ヴェルレプト作)
- ▼その他:参加無料。予約不要

『予科練平和記念館学習会 ～戦跡を巡る～①』開催

阿見町内や近隣に現存する予科練や戦争関連史跡を巡ることで、歴史を知り平和への思いを新たにす企画です。

- ▼期日:5月20日(日)
- ▼時間:午前9時30分～午後1時(予定) ※荒天中止
- ▼コース:旧鹿島海軍航空隊跡地(美浦村大山)・大日苑(稲敷市)を中心に見学予定
- ▼持参品:飲み物・雨具など
- ▼募集人数:23人(申込多数の場合は抽選)
- ▼参加料:無料
- ▼申込方法:5月13日(日)までに電話で当館に申し込む
- ▼その他:要事前予約。当日空きがある場合は当日参加可

第5回所蔵資料展「兄を追って」開催中

戦後、予科練だった兄にゆかりの深い阿見町に住むことを決めた弟と、潜水艦に乗船して亡くなった兄の戦死の真実を捜し求めた弟。予科練平和記念館に寄贈された二人の資料から、戦争が普通な家庭にもたらした影響と、家族の絆を考える展示です。

- ▼期日:6月24日(日)まで
- ▼時間:午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
- ▼場所:予科練平和記念館20世紀ホール
※常設展観覧チケットでご覧いただけます



▲予科練の兄と最後の家族写真

ご利用案内

- ▼開館時間:午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
- ▼休館日:月曜日(祝日の場合は翌日休館)、年末年始
- ▼観覧料:大人500(400)円、小中高生300(240)円
※()内は20人以上の団体および各種提携カード提示による割引料金
- ▼その他:ラウンジ・売店の利用は無料
- ▼お問い合わせ:阿見町廻戸5番地1 予科練平和記念館 ☎891-3344



▲予科練平和記念館外観

◎学芸員のつぶやき

新緑が美しく、外にでかけたくなる季節になりました。ゴールデンウィークのご予定はお決まりでしょうか。予科練平和記念館はゴールデンウィーク中休まずに開館しています。お隣の公園の緑がとてもきれいですので、お散歩がてらぜひご来館ください。

- ▼予科練平和記念館ホームページ:<http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

町議会議員選挙

任期満了に伴う阿見町議会議員一般選挙は3月25日に投・開票が行われ、18人の当選者が確定しました。

確定投票数と投票率	37814人
有権者数	37814人
投票総数	21679票
有効投票	21422票
無効投票	257票
投票率	57.33%

候補者別得票(按分票除く)

1460	難波千香子
1289	紙井和美
1168	藤井孝幸
1152	海野隆
1101	倉持松雄
1072	藤平竜也
1007	柴原成一
1007	吉田憲市
976	久保谷実
960	浅野榮子
953	野口雅弘
940	川畑秀慈
867	永井義一
865	佐藤幸明
837	久保谷充
804	諏訪原實
665	飯野良治
629	平岡博

町職員人事

4月1日付で、平成25年度町職員の人事異動が発令されました。課長級以上の異動、新規採用職員についてお知らせします。

603	田村 敏博
602	小松澤秀幸
600	榎田 豊
558	稲毛田弘治
462	長南 栄一
459	石井 早苗
380	岡崎 明

昇格・人事異動

課長級以上、()内は前職

総務部

総務課長飯野利明(町民活動推進課長)▼秘書課長武井浩(収納課長)▼交通防災課長建石智久(生涯学習課長)

町民部

町民部長篠原尚彦(総務課長)▼町民活動推進課長湯原勝行(町民活動推進課)▼課長補佐兼町民協働係長(収納課長小口勝美(議会議務局長))

保健福祉部

保健福祉部長横田健一(民生部長)▼社会福祉課長兼福祉センター所長高須徹(児童福祉課長)▼児童福祉課長岡田稔(社会福祉課長兼福祉センター所長)

都市整備部

都市計画課長大塚芳夫(農業委員会事務局長)▼下水道課長菊池彰(都市計画課長)

教育委員会

生涯学習課長佐藤吉一(秘書課長)▼指導室長根本正(県教育委員会)

農業委員会

事務局長大塚康夫(下水道課長)

議会事務局

事務局長青山公雄(国保年金課課長補佐)

新規採用

管財課教嶋武志▼町民課舟生百合恵▼収納課茂木和
大▼二区保育所木村沙織▼学校区保育所宮本真希▼農業振興課野口茜▼道路公園整備課池田昌弘▼生涯学習課澤田一樹▼消防本部高梨秀仁、菅谷勤佑

体協だより

合気道教室

合気道に興味のある人、初心者の方大歓迎です。

- ▼期日 6月1日(金)~7月3日(火) 毎週火・金曜日の計10回
- ▼時間 午後7時~8時
- ▼場所 竹来中学校武道場
- ▼募集人数 20人
- ▼参加料 ▼大人:1,850円(傷害保険料) ▼小人:800円(傷害保険料)
- ▼指導者 町体育協会合気道部
- ▼その他 運動できる服装(ジャージなど)でお越しください
- ▼問合せ 町体育協会事務局(生涯学習課内) ☎888-1111(340)

各種大会の結果(敬称略)

●町長杯小学生オープンバドミントン大会

期日	1月28日(土)
場所	霞ヶ浦文化体育会館(土浦市)
6年男子単	▽準優勝:谷川陽斗(ナイス) ▼3位:宮本健矢(吉原)、栗野裕樹(ナイス)
6年女子単	▽3位:国府田亜美(吉原)
4年男子複	▽3位:三堀蓮・坂本彪瑠(ナイス)
5年男子複	▽3位:木村優成・栗山俊介(吉原)
6年男子複	▽3位:熊澤響・池田宏樹(ナイス)
4年女子複	▽準優勝:宮下彩奈・宮下滯奈(吉原)

問い合わせ

町体育協会事務局(生涯学習課内) ☎888-1111(340)

●県南子ども野球大会

期日	3月4日(日)・11日(日)
場所	総合運動公園町民球場
成績	▼Aリーグ▽準優勝:竹来ジュニアスターズ ▼Bリーグ▽優勝:阿見ヤンキース ▼優秀選手賞:長南海仁(竹来ジュニアスターズ)

●阿見オープンバドミントン大会

期日	3月20日(火)
場所	牛久総合運動公園体育館(牛久市)
男子複2部	▽準優勝:谷島・仁田(フェニックス)
女子複1部	▽準優勝:羽生・森(フェニックス) ▼3位:小沼・柳瀬(フェニックス)、谷島・坂本(フェニックス)
女子複2部	▽準優勝:田山・飯島(アミシャトルズ)

お知らせ

Information

■おわびと訂正

3月23日に回覧した『阿見町自然環境調査だより第II号』において、次の誤りがありました。

- 1 ページ上段で、『百合』『南平台や水彩の池』とあるのは、それぞれ『数百羽』『南平台の水彩の池』の誤りです。3 ページ上段で、『ミチノキ』『シヨウラン』とあるのは、それぞれ『モチノキ』『シヨウラン』の誤りです。おわびして訂正します。
- ▼問合せ 環境政策課 ☎ 888-1111 (116)

■震災等緊急雇用対応事業に関する臨時職員の募集

町では、被災者を含め震災などの影響を受けて離職された失業者などを対象として、臨時職員を募集します。

- ▼勤務期間 6月1日(金)～平成25年3月29日(金)
- ▼勤務日時 土・日・祝日を除く週5日、午前8時30分～午後5時15分(7時間45分)
- ▼勤務内容 消耗品管理などの一般事務補助

▼時給 800円

▼募集人数 1人

▼応募条件 ▼普通自動車運転免許を有する ▼ワード・エクセルの操作ができる

▼応募期間 5月18日(金)まで

▼応募方法 事前に電話連絡のうえ、▼履歴書(6か月以内撮影の写真貼付)▼失業中であることを証する書類(雇用保険受給資格者証・廃業届・職務経歴書・離職票など)一を直接左記に提出する ※郵送不可

▼選考方法 書類選考・面接(日程は後日連絡)

▼問合せ 管財課 ☎ 888-1111 (263)

■住民税(町県民税)の証明書の交付開始時期

平成24年度の住民税の課税(非課税)証明書(平成23年中の所得の証明書)の発行は、税額決定通知書の発送(6月15日予定)後に交付開始となります。

ただし、住民税が全額給与から引き落とし(特別徴収)対象

となっている人の課税(非課税)証明書、およびその対象者の控除対象配偶者もしくは扶養親族でかつ非課税となっている人の非課税証明書については、事業所にお送りする特別徴収額決定通知書の発送(5月11日予定)後に交付開始となります。

▼問合せ 税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151)

■町社会福祉協議会臨時職員募集

▼勤務期間 6月1日(金)～平成25年11月29日(金)

▼勤務日時 土・日・祝日を除く週5日、午前8時30分～午後5時15分

▼勤務場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼勤務内容 企画総務係における給与事務などの一般事務

▼月給 137200円(※職務経歴により考慮)

▼募集人数 1人

▼応募条件 ▼普通自動車運転免許を有する ▼給与事務経験を有する

▼応募期間 5月11日(金)まで

▼応募方法 事前に電話連絡のうえ、履歴書(6か月以内撮影の写真貼付)を郵送または

直接左記に提出する

▼選考方法 書類選考・面接

▼問合せ 〒300-0033 阿見町阿見467-11町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

■性感染症および肝炎検査の夜間受付開始

県では、感染症のまん延防止および早期発見を目的として性感染症の検査を実施しています。土浦保健所では、4月からHIV(エイズ)の夜間検査を予約制としました。また、B型・C型肝炎検査の夜間受付を4月から開始しました。

▼検査項目 ▼HIV検査 ▼クラミジア検査 ▼梅毒検査 ▼B型・C型肝炎検査

▼検査日時 毎月第3木曜日 午後5時～7時

▼検査料 無料

▼その他 要事前予約

▼問合せ 土浦保健所保健指導課 ☎ 826-0606

■陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場から『夜間飛行訓練』

ヘリコプター3・4機による標記訓練を行います。

▼日時 5月22日(火)～24日(木)、29日(火)～31日(木)の各週2日間。日没から約3時間以内(各機2時間基準)

▼問合せ 陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎ 842-1211 (3420)

〈広告欄〉

住まいのことなら美都住建へ

当社は、注文建築にこだわり、1棟1棟まごころを込めて建築してまいりました。お客様一人一人のご要望や個性を最大限に尊重し、ライフスタイルに合わせて、10年20年先を見据えたご提案をしています。新築・増築など、お気軽にご相談ください。

建業業知事免許(般-19)第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-70
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
 【海板沼 和】阿見町中央 1-5-32

リフォームのことなら増改築相談員のいる当店へ!!

LIXIL 住宅用ブルー

屋根材 **T-ルーフ**

美しいデザイン・雨音が静か
 軽いから地震に強い
 丈夫で優れた耐久性
 リフォームにも最適
 詳しくはお問合せ下さい。

リフォームのことなら増改築相談員のいる当店へ!!

傷んでる箇所を何とかしたいけど、どんなリフォームをしたらいいのかわからない...
 費用はどれ位かかるんだろう...など
 住まいのリフォームを計画している方々は様々な問題を抱えていると思います。
 増改築相談員は、リフォームに関する専門的な知識・経験を活かし、これらの問題に適切なアドバイスをいたします。お気軽にご相談ください。

茨城県知事免許(4)第5548号
(有)美都和 阿見町中央 1-5-32
 TEL.029-891-2200

【介護予防体操教室】
参加者募集

- 心身の健康の維持増進を図り、要介護にならないように介護予防体操教室を実施します。教室に参加して、健康づくりと仲間づくりをしてみませんか？
- ▼期日 6月5日・19日、7月3日・24日、8月7日・21日、9月4日・25日の火曜日(8回)
 - ▼時間 午前9時～11時
 - ▼場所 中央公民館
 - ▼対象 次のすべてを満たす人
 - ▶町内在住で65歳以上である
 - ▶要介護認定を受けていない
 - ▶医師から運動を制限されていない
 - ▼募集人数 35人(申込多数の場合抽選)
 - ▼参加料 無料
 - ▼申込期間 5月18日(金)まで
 - ▼申込方法 電話で左記に申し込む
 - ▼問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎8888-2940

【阿見いきいきクラブ】
体験会開催

『阿見いきいきクラブ』は、総合型スポーツクラブとして町の健康づくりを目的に生涯学習課の支援により設立されました。健康体操・太極拳・卓球・スポーツ吹矢・ダーツ・バドミントン・

ビーチバレーボール・パンポン・ウォーキングなどを開設しており、すべてに参加できます。興味のある人はご参加ください。

- ▼日時 毎週月曜日の午前9時～正午・午後2時～5時・7時～9時 ※毎月第1月曜日の午前中は中止。健康体操は午前9時～10時10分、太極拳は午後7時～8時のみ実施
- ▼場所 町民体育館
- ▼参加料 初回のみ無料
- ▼問合せ 生涯学習課社会体育係 ☎8888-1111(340)

【(社)町シルバー人材センターから】
入会説明会開催

- 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人が対象(入会承認制)
- ▼期日 5月15日(火)
 - ▼時間 午前10時～正午
 - ▼場所 (社)町シルバー人材センター(総合保健福祉会館)さわやかセンター別館)

【マイホームのミニ営繕】
引き受けます

マイホームの床の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の清掃・雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います

▼問合せ (社)町シルバー人材センター ☎8888-2036

【県育英奨学生(在学採用)募集】

県教育委員会では、有為な人材の育成を目的として、経済的な理由により就学が困難な高校生等を対象に、県育英奨学生を募集しています。

申込みを希望される人は、担任の先生等に相談のうえ、学校を通して申請してください。

- ▼対象 県内に保護者が居住する高等学校または専修学校の高校課程に在学している人 ※在学している学校は県内・県外を問いません
- ▼申請方法 5月21日(月)までに左記に提出する ※生徒から学校への提出期限は学校ごとに設定しています
- ▼その他 詳細は、在学している各学校等を通して左記へお問い合わせください
- ▼問合せ 県教育庁高校教育課 ☎029-1301-5245
- ▼ホームページ <http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/>

【中途失聴・難聴者のための手話講習会】

このコミュニケーション講習会は、聴覚障害がある人を対象としています。

クラスには要約筆記(話の内容をOHPでスクリーンに写し出す)もついていますので、聞き取れずに話が分からなくて困るということはありません。

聴覚障害を持つ仲間が集まりますので、和気あいあいと楽しく手話を学んでいます。あなたも一緒に始めてみませんか？

- ▼日時 6月9日(平成25年2月23日)(15回) 毎月第2・4土曜日午前10時～正午 ※第1・3土曜日の時もあり
- ▼場所 水戸会場：水戸市福祉ボランティア会館(水戸市赤塚) 土浦会場：土浦市総合福祉会館(土浦市大和町)
- ▼対象 県内に居住のおおむね18歳以上の中途失聴・難聴者の人およびその家族
- ▼内容 手話の知識とコミュニケーション 聴覚障害についての情報保障など 読話の講習
- ▼募集人数 各15人
- ▼参加料 テキスト代実費
- ▼申込期間 5月31日(木)まで
- ▼申込方法 はがきまたはファクシミリで、住所・氏名・ファクシミリ番号(または電話番号)・年齢・希望会場を記入のうえ、左記に申し込む
- ▼問合せ 〒310-0844 水戸市住吉町349-1 県立聴覚障害者福祉センター『やすらぎ』中途失聴・難聴者コミュニケーション講習会係 ☎029-124810029 FAX 029-124711369

〈広告欄〉



阿見みどり幼稚園

＜未就園児教室募集のご案内＞

来年就園予定の年少・3才児 (H21.4.2～22.4.1生)

年中・4才児 (H20.4.2～21.4.1生)

☆みどり幼稚園で先生やお友達と楽しく過ごしましょう!

※お問合せいただいた方にはご案内状を送付致します。

5月～7月で3～4回位予定!

参加費用は無料です。



お問合せ先 阿見町鈴木 25-10 TEL 887-7471

こまったときは

● 定例相談 ●

人権相談／行政相談

日時 ① 5月10日(木) ② 6月1日(金)

午前10時～午後3時

場所 役場3階305会議室

問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(216)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時

場所 中郷保育所内

訪問相談 随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター

☎ 891-2772

教育相談

日時 火～金曜日 午前9時～午後3時

場所 図書館となり

問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時

弁護士相談 月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談で要予約)

場所 総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

結婚相談

日時 第2・第4土曜日 午後1時～4時

場所 総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

場所 町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター

☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日

午前9時～正午、午後1時～4時

場所 役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日時 月～金曜日

午前9時～正午、午後1時～4時45分

弁護士相談 水曜日 午後1時～4時[要予約]

場所 県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所

☎ 823-1123

● 公共機関電話番号 ●

役場 ☎ 888-1111	中央公民館 ☎ 888-2526	総合運動公園 ☎ 889-2788
うずら出張所 ☎ 841-1167	君原公民館 ☎ 889-1363	教育相談センター ☎ 888-1225
健康づくり課 ☎ 888-2940	かすみ公民館 ☎ 888-8111	町民活動センター ☎ 888-2051
障害福祉課 ☎ 888-2943	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100	消費生活センター ☎ 888-1871
水道課 ☎ 889-5151	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761	社会福祉協議会 ☎ 887-0084
下水道課 ☎ 829-5500	図書館 ☎ 887-6331	シルバー人材センター ☎ 888-2036
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	学校給食センター ☎ 887-1430	うしくあみ斎場 ☎ 830-9888
消防本部 ☎ 887-0119	地域子育て支援センター ☎ 891-2772	町民ダイヤル(休日 当番医・定例相談等の テレホンサービス) ☎ 887-6600
火災情報案内 ☎ 887-2600	福祉センターまほろば ☎ 887-3969	

● 人口と世帯 ●

- 総人口 47,694人 (-101)
 - 男性 23,693人 (-19)
 - 女性 24,001人 (-82)
 - 世帯数 18,223世帯(+6)
- ▽ 4月1日現在
▽ 常住人口ベース
▽ ()内は前月比
▽ 総務課調べ

5月の納税等

軽自動車税(全期)
納期限 5月31日(木)

6月の納税等

町県民税(1期)
国民健康保険税(2期)
介護保険料(2期)
納期限 7月2日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

交通事故発生状況 3月(前月比)

消防本部調べ	軽傷	16人(+3)
出場件数 21件(+2)	中傷	8人(+4)
	重傷	1人(+1)
※救急車の適正な利用をお願いします	死亡	0人(±0)
	合計	25人(+8)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店